

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（案）
に関する意見募集の結果について

令和6年11月29日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（案）について、令和6年10月9日（水）から同年11月8日（金）まで御意見を募集したところ、計3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する こども家庭庁の考え方
1	保育所保育指針や国の関連通知なども変更になると考えるが、今後の対応について示されたい。	保育所保育指針等における栄養士に関する規定については、栄養士ではない管理栄養士が配置される場合を否定するものではなく、指針等の性格を踏まえ、その改正は行わないこととしたところですが、栄養士が配置される場合と同様に取り扱うべきものであることについて誤解が生じないように通知等で周知を行うことを考えています。

2	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」等についても、同じ趣旨・目的のパブコメが実施され、すでに手続きが終了している。時期をずらして公募手続きを行なった理由をお教えてください。	一般に、法令改正手続については、被改正法令ごとに、その周知スケジュールや他の改正事項の有無等の事情を勘案して、それぞれ行われるものであり、必ずしも同趣旨の改正に係る意見公募手続きが同時期に行われるものではありません。
---	--	---

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。